

検審、近く当否議決か

不起訴
小沢氏

担当検事の意見聴取

小沢一郎民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、東京地検特捜部が小沢氏を不起訴としたことの当否を検討している検察審査会が捜査を担当した検察官から意見聴取したことが6日、関係者への取材で分かった。

捜査資料なども検討した上で、近く議決するとみられる。小沢氏を政治資金規正法違反の罪で告発した市民団体が2月、不起訴を不

服として審査を申し立てていた。審査会是非公開。「起訴相当」か「不起訴不当」と議決すれば特捜部が再捜査する。昨年5月に

改正検察審査会法が施行され、「起訴相当」の場合、検察側が再び不起訴にしても、あらためて審査会が検討。その結果「起訴すべき」と議決すれば、東京地裁指定の弁護士が強制起訴することになる。

事件をめぐるのは、特捜部が小沢氏を2回にわたり、任意で事情聴取。その上で「共犯として有罪判決を得るには証拠が足りなかった」として、嫌疑不十分で不起訴とした。

一方、元私設秘書の衆院議員石川知裕(36)、元公設第1秘書大久保隆規(48)は公判中、元私設秘書池田光智(32)の3被告については、土地購入に充てた小沢氏からの借入金4億円などを収支報告書に記入しなかった、などとして起訴している。